

所得税及び復興特別所得税 消費税・贈与税の申告受付



とき 2月16日(火)～3月15日(火)
ところ 市民会館 3階大会議室

問合せ：大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番を選択)

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付を次のとおり行います。

***とき**／2月16日(火)～3月15日(火)の平日 午前9時～午後5時 ※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください

***ところ**／市民会館 3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、申告者本人名義の口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など

所得税の還付申告は 大垣税務署で受付中

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の還付申告は、1月から大垣税務署で受け付けています。



確定申告書を 郵送で提出する場合

申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ、郵送してください。

控えに税務署の收受日付印が必要な人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

***郵送先**／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30)

ご利用ください!! 国税庁ホームページ

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告書の様式は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

また、同ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従い必要項目を入力することで、確定申告書を作成・印刷することができます。

さらに、^{インターネット}e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すれば、インターネットを通じて申告ができます。



償却資産の申告は 2月1日まで

償却資産(構築物・機械・器具備品など)は固定資産税の課税対象となります。平成28年1月1日現在、市内で償却資産を所有する会社・工場・商店などを経営している事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、2月1日までに申告をしてください。



なお、マイナンバー制度の導入により、今回の申請書から個人番号または法人番号を記載する必要がありますのでご注意ください。

***申告方法**／申告書・明細書に必要事項を記入し、課税課償却資産グループへ ※eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用すれば、インターネットを通じて申告可

***問合せ**／同グループ(☎47-8158)へ

住宅借入金等 特別控除説明会

***対象**／返済期間10年以上の借入金で住宅を新築・購入し、平成27年中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む

***とき**／2月10日(水)・12日(金) 午前9時15分～11時30分、午後1時～4時

***ところ**／市民会館 3階大会議室

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、住民票の写し、土地・家屋の登記事項証明書などの書類、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、申告者本人名義の口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など ※認定長期優



良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要

***備考**／申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合あり。住宅資金に係る贈与税の申告についても説明

税理士による 無料税務相談

***とき**／2月16日(火)～24日(水)の平日 午前9時30分～午後4時 ※受付は原則午後3時30分まで

***ところ**／イオンタウン大垣EAST棟2階コミュニティーホール(三塚町)

***内容**／税理士による所得税(譲渡所得を除く)と消費税についての無料相談



市・県民税の申告受付



ところ 2月16日(火)～3月15日(火)
とき 市役所 4階大会議室ほか

問合せ：課税課 (☎47-8179)

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

申告書は、「申告書の書き方」や前年の控えを参考に、ご自分で作成し、提出してください。

なお、所得税の確定申告をすれば市・県民税の申告は必要ありません。

***とき**／2月16日(火)～3月15日(火)の平日 午前8時30分～午後5時

***ところ**／市役所 4階大会議室 ※期間中、1階課税課には申告会場を設けていません

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、印鑑、筆記具、電卓など

市・県民税の出張申告受付

とき	ところ
2/2(火)・3(水)	西部研修センター1階 多目的ホール
2/4(木)・5(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
2/8(月)・9(火)	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/17(水)・18(木)	子育て総合支援センター 多目的ホール
2/23(火)・24(水)・25(木)・26(金)	赤坂総合センター3階 ホール
3/3(木)・4(金)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
3/9(水)	情報工房5階 スイंकホール

市・県民税の申告書を郵送で提出する場合

申告書は郵送でも提出することができます。申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入、源泉徴収票や控除証明書など必要な資料をすべて同封し、押印のうえ、下記まで郵送してください。

***郵送先**／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

